

行政区に入りましょう

地域を支える行政区活動

安全・安心

災害への備え

支え合い

快適な
地域づくり

情報の共有

ふれあい



新十津川町

住みよいまちをつくるためにも、む

地域のふれあいを深めます！

レクリエーション行事を開催しています

行政区では、区民の皆さんがあつ
あい、親睦を深めてもらえるよう
に、区民まつりなどのレクリエー
ション行事、盆踊りなどの季節行
事、かるたや遊びを通じた世代間
交流行事などを行っています。



まちと皆さんをつなぎます！

町から地域へ、地域から町へ情報を伝えます

区民の皆さんに「広報しんとつかわ」を月1回配布しています。また、町内会に加入されている皆さんには、町からの最新のお知らせを回覧・配布を通じて届けています。皆さんから寄せられた意見や要望は、区長さんが町に届けます。

いざというとき頼りになります！

日頃から災害の発生に備えます

行政区では「自主防災会」が組織されており、防災物品の備蓄や、防災訓練を実施し、災害に備えています。もし災害が発生した時は、町と連携し、真っ先に地域の皆さんの安否確認を行います。



あなたの参加をお待ちしています。

地域みんなで支え合います!

安心して暮らせるまちをつくります

町や町内の各種団体と協力し、子どもたちの登下校時の見守り活動を実施しています。また、お年寄りを地域のみんなで見守り、支え合う活動も行っています。



きれいで快適な地域を目指します!

美化活動に取り組んでいます

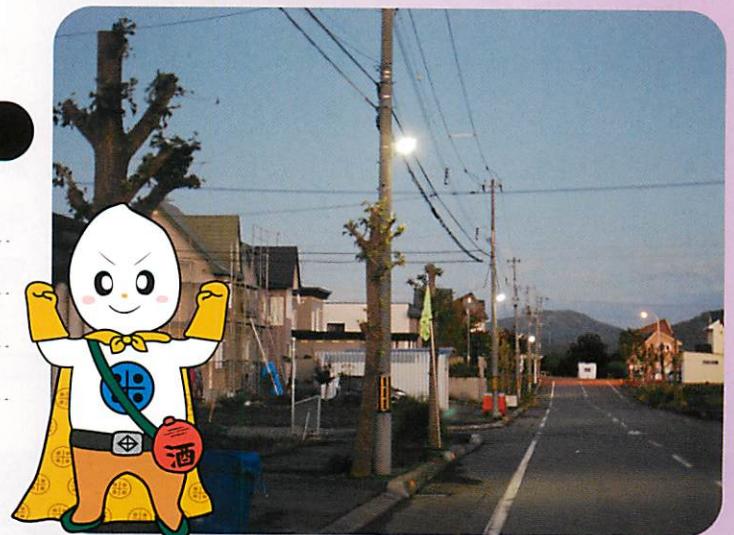
ごみステーションの見回りや、行政区全体での清掃活動を年に数回行っています。また、自治会館や、道路沿いの花壇の整備を行い、きれいで快適な環境づくりに取り組んでいます。



地域の安全を守ります!

防犯灯を維持・管理しています

町全体に約1,200灯設置され、防犯のために夜道を照らしている防犯灯は、行政区が地域の要望に応じて設置や修理などの維持管理を行っています。



Q & A

Q1.行政区って何？

新十津川町は、『行政区』という単位で自治活動を行っており、現在11の行政区があります。

行政区は、親睦活動、防災活動、防犯灯や自治会館の管理などを行っています。

行政区はいくつかの町内会に分かれており、町からのお知らせの回覧・配布、自治会館や屋外の清掃活動など区の活動の一部を分担して行っています。



Q2.行政区と町はどのような関係？

行政区と町は、よりよい地域づくりのため、お互い協力し合う関係にあります。

社会情勢の変化により、多様化する地域での課題や要望に町だけで対応することは難しくなってきました。そこで、町は行政区の活動を『行政区長との話し合い』『補助金の交付』『地域センター職員の配置』により支援し、行政区は地域の状況に合わせた自治活動を通じ、町の手が届きづらい部分を補うという体制となっています。

行政区

防災活動や親睦活動など、区全体に関わる活動を行います。

1町内

2町内

広報活動や清掃活動など、それぞれ分担して区の活動を行います。

3町内

4町内

Q3.行政区って入らないといけないの？

皆さんのが使うごみステーションや夜道を照らす防犯灯は、行政区が維持管理をしていまし、町からのお知らせは町内会を通じて回覧や配布をしていますので、未加入の場合は必要な情報が伝わらないことがあります。また、災害発生直後は行政区が町と連携して避難活動を開始しますので、スムーズな避難が難しくなります。ぜひ加入されるようお願いします。

Q4.個人情報は大丈夫？

皆さんの情報は、行事の連絡や災害時の緊急連絡など行政区で決められた目的のみに利用しており、行政区や町内会が責任を持って管理しています。